

理されている)との対比で興味深い。また、第15章との関連では、ドゥオーキンのいう「政治的共同体」の概念は、個人への「等しい配慮と尊重」を核とする法の純一性を実現されるための理念的構想である点、したがって、第2章で提起された塩野谷の区分によれば社会の基礎構造に関する議論である点が注記される。

第8章森村論文は、リバタリアン(古典的自由主義、「小さな政府論」、アナルコ・キャピタリズムを含む)による福祉国家批判の要諦を簡潔に提示する一方で、リバタリアンの中で意見の相違のあるいくつかの論点に関する森村自身の見解を明らかにしている。社会内部の相対的な関係である経済的(不)平等は問題とせず、最低賃金法などの政府の規制は撤廃する必要があるとする点では、森村は多くのリバタリアンと見解を共有する。その一方で、相互扶助組織や家族、自発的贈与・互惠など、国家以外の組織による資源の移転をかならずしも重視しない点において、さらには、「他の人々の自由や所有への権利を制約することを認めながら、最小限生存権を認める必要がある」と考え、その根拠を人道主義的配慮に求める点においては、氏独自のスタンスをとる。後者の見解については、「「極端な欠乏から自らを救うだけの分の他人の余剰物への権利」(ロック)は、自己所有権といったリバタリアンの原理から出てくるものではないが、(消極的)自由権を常に至上の切り札と考えなければならない理由もない」からと説明される。本章の末尾では、以前から続く立岩真也(続く第8章)との論争を踏まえて、リバタリアンのいう自由とは、かならずしもすべての個人に対する平等な保証を要請するものではないこと、そのような要請はただ消極的自由に関してのみなされる点が明記される。

以上、第8章までは現代の主要な規範理論に関して、福祉国家の哲学的基盤を構築し、あるべき制度システムを構想するという観点から、その理論的射程が検討された。続く第9章から第14章までは、これまで浮上してきた論点も含めて、福祉国家のあり方を考察するうえで不可欠な論点が提示され、それに対する議論の動向、あるいは著者自身の見解が示される。

はじめに、第9章、第10章では分配的正義の問題が真正面から論じられることになる。第9章立岩論文の第一の柱は、リバタリアンの主張に対して、そもそも課税(分配)のなされない状態を自明の地歩として、議論を演繹することの恣意性を指摘したうえで、自由の主張からはむしろ(必要に応じた)分配が擁護されることを論証することにある。その鍵は、1つに自由の主張を「ひとの存在」およびその相互的な認知(属性や能力の個別性と別に自らを認めよ)と結びつけて理解することであり、2つに自由の主張を普遍的な言明として語ることにある。ひとたび、自由が普遍的な主張として語られるならば、すべての個人に自由を保障する分配が理をもつと考えられるからである。ただし、氏

は、リバタリアンが憂慮するように、譲渡すべきではないものの存在（自己所有）を完全に否定するわけではない。むしろその意図は、「その人が譲渡しがたいものを譲渡せずすむように、基本的な生活資源・手段の分配がなされること」にある。本章の第二の柱は、分配をめぐる様々な価値規範（例えば、「機会の平等」、「労働の分割」、「国境の制約」といった具体的論点から、「人の力とその産出物と人の存在とを結びつけてしまう規範」といった根本的な問題まで）に関して幅広い吟味をなすことである。氏の基本的スタンスは、自律的といわれる個人の選択もまた既存の価値規範による影響を免れえず、いずれの価値規範も既存の制度との関係ではじめて正当性を獲得するものだとしたら、それらを徹底的に問い直すところからしか議論は始まらない、とする点にある。

第10章盛山論文は、「自己責任の範囲にない生まれつきや環境のような偶然的要因による格差は不当なものであって、本来、平等であるべきだ」とする「責任—平等主義」の主張に対して哲学的な吟味を加える。氏は、「責任」あるいは「平等」の観念を暗黙の前提としながら、福祉に関する一定の論理を導出しようとする方法（「基礎づけ主義」と呼ばれる）は正当化し難いこと、むしろ、それらの観念もまた他の諸価値と同様に、制度内生的に構成されるという認識のもとに、問題自体を捉え返す必要のあることを主張する。そのうえで、盛山自身が着目するのは、生産と配分との間の不可分な関係である。氏によれば、「それは単に、人々が受け取る分け前が人々が従事する生産活動にとってのインセンティブになっているからだけではなく、配分のしかたとそれを支える理念とが社会的協働としての生産活動に意味を与えるからである」。このような問題関心は、一見、生産と配分の問題をひとまず切り離して議論をはじめようという立岩氏のスタンスと矛盾するよう見えるが、立岩氏の意図は、両者のあり方を、何らかの結びつきがあるとしたらそれも含めて、根本的に問い返すことにあるので、矛盾はしない。むしろ、議論に際して「基礎づけ主義」を退ける点において両氏の立場は共通する。そのうえで盛山氏の特徴は、「提案される配分の理念とそれに基づく配分のしかたが、実際に人々にどのような諸価値の分布をもたらすか」という実証的な関心に求められる。

続く第11章、第12章では、現実の福祉国家再編（あるいは改編）の動きを先導する主要な政治的構想に関して、議論の基本的な対立構造が解明されるとともに、生産主義や勤労倫理など、背後にある規範的な論点が抽出される。第11章新川論文は、「公的福祉を受け取る資格要件として、可能であるならば、生産的貢献をなす相応の義務がある」という通念（「互惠性原則」と呼ばれる）に基づくワークフェアの考え方に対して、就労から切り離された個人の所得資格、市民への最低所得保障の考え方を紹介する（「（無条件）基本所得」と呼ばれる）。氏によれば、後者は就労とは無関係に一律の基本所得を支給する一方で、

基本所得プラスアルファを望むものに対しては、市場内労働に参加することを妨げない制度であり、その特質は市場の論理に強制されることなく、「自らの生にとって意味ある労働（活動）を行うこと」、あるいは、「市民自らが利潤追求とそれ以外の自己実現や余暇活動に費やす時間の配分を決めること」にあるという。氏は、後者に向けられた反論——労働を特権的なものとし、排除されたものたちとの社会的分岐を深刻なものとする、あるいは、雇用への国家の責任を免罪し、雇用関係が全て市場に委ねられることを許すなど——を紹介しつつ、基本所得保障は労働時間の短縮、ワーク・シェアリング、市民活動の活性化といった政策と一体をなすものと考えらるべきことを主張する。例えば、オッフエがいうように、労働時間短縮の結果、市民活動領域の拡大が実現されれば、それは市場関係の生活世界への無制限の侵入を食い止めるだけでなく、市場交換に代わる社会的ネットワーク網の形成にもつながると期待されるからである。

同じく、ワークフェアと基本所得の対比を念頭におきながらも、第12章宮本論文では、ワークフェアに関するより詳細な検討をもとに、「所得保障をめぐる福祉国家再編の政策的対立軸」を抽出することが主眼とされる。氏によれば、「政府か市場かという対立軸が意味を失ったわけではない」。例えば、就労を福祉受給の条件とする政策と就労支援を目的とする政策を、ワークフェアという言葉で一括してしまうとしたら、両者の本質的な相違（政府のコミットメントの強さ、人々の福祉への影響など）を見逃すおそれがある。ただし、近年、「リスク構造が変容し、完全雇用が困難となり、さらには労働（生産）中心主義への批判が広がるなかで、対立軸は多元化した」という。かくして、氏は、政府支出の大小に関する軸に加えて、就労と福祉の連携に関する対立軸を設定し、2つの対立軸をもとに、①就労を福祉受給の条件とする労働力拘束モデル、②積極的労働政策を推進する人的資本開発モデル（以上はワークフェアに分類される）、③狭義のベーシックインカム、④負の所得税（以上はベーシックインカムに分類される）という4つのモデルを抽出する。氏によれば、これらの中で、②と③に関しては、「共に大きな財源を必要とするがゆえに全面的な両立は困難であり、規範的にも、産業主義や勤労倫理への態度という点でははっきりと異なっている。両陣営の政治的連携には、ある種の困難が伴う」という。

そして第13章、第14章では、個々人の個別的存在に関心を寄せるケアの観点から社会のあり方が考察される。第13章今田論文は、アンソニー・ギデンズの「社会投資国家」概念とそれに基づく「積極的福祉」の構想など現代福祉国家の改革論議に注目する一方で、それらの背後にあって真に福祉国家を支えるべき社会の編成原理を探し当てようとする。氏の問題関心は次のように示される。「福祉を能力開発と自己実現機会の創出に求める「積極的福祉」の試みに、私も賛成である。けれども、・・・リスクを積極的に引き受けてこれを共同

管理する「社会投資国家」の指針が、可能な限り人的資本形成に投資することであるならば、新古典派経済学の「人的資本論」と変わらなくなってしまう」。はじめに、氏は、アマルティア・センの「コミットメント」やマイケル・ウオルツァーの「共通善」をもとに、「正義の倫理」を立て直すことを試みるが、それらの検討を通じて得られた氏の結論は、「ミクロなレベルでの他者性の導入」の必要性である。それは、「弱者の立場にみずからの視線を合わせ、そこから福祉や社会保障を発想する」ことである。かくして氏は「ケアの倫理」を要請する。氏によれば、「正義が権利や規則の理解であるのに対し、ケアは責任と人間関係の理解である」。最後に氏は、本来ひとにはケア衝動が存在すると主張する一方で、それを支える制度的な仕組みを模索する。

第14章後藤論文は、正義とケアをいずれも観点の1つとして位置づけたうえで、これら2つの観点から構想される制度（公共的ルール）のあり方を考察している。公共的ルールの特徴は、「等しい存在を等しく扱う」ことにある。権利や正義の観念は、等しいはずの存在が不当に扱われている現実を明るみに出し、それを是正する公共的ルールを制定するうえで大きな牽引力をもつ。だが、公共的ルールの制定にあたっては、もう一つ忘れてはならない視点がある。「本来、異なるはずの存在を強引に比較しない視点」である。本章ではそれがケアの観点と呼ばれている。このような観点は、一見等しく見える存在の特殊性に配慮するとともに、同様の特殊性をもつ存在同士を、再度等しく扱うことを要請する。福祉国家の課題は、市民的権利の適用に関して未だ残存する不平等を是正するとともに、個々人のおかれた特殊な状況に配慮するという観点から、公共政策・ルールを個別かつ普遍的なものに改編することにあるというのが、本章の基本的メッセージである。

以上の14個の章は、互いに関連する視角をもちながらもそれぞれ独自の流れで、福祉国家のあり方を論ずるものだった。それに対して、続く第15章と第16章は、これまでの章で表出された議論を総括しながら、今後の研究課題を明らかにするものである。

まず、第15章小林論文は、コミュニタリアニズムの立場から議論を総括する。続いて、第16章後藤論文は、編者の立場から本書全体を総括する。

以上の内容をもつ本書は、福祉国家の・・・だが、その特徴は、第1章山脇論文で述べられた公共哲学の特性、すなわち、「基本的に学際性を前提とし、現にある社会に関する経験的考察と理想社会に関する理念的構想、さらには政策の実現可能性に関する洞察を、区別しつつ切り離さずに論考する学問」としての特性を備えている点にある。

Ⅲ. 福祉国家の規範とシステム プロジェクト

平成 14 年度研究会一覧

7月17日、長谷部恭男（東京大学大学院法学研究科教授）「ロバート・グッディンの福祉国家論について」、新川敏光（北海道大学）「福祉国家の改革原理：生産主義から脱生産主義へ」

9月27日、貝塚啓明（中央大学法学部教授）「福祉国家について」

11月6日、依田高典（京都大学経済学部教授）「ユニバーサル・サービスの経済学」、村上雅子「8年間の社会保障審議会への参加を通して見えてきたもの」

11月29日、岡田太造（厚生労働省生活保護課長）「コミュニティの再生を期して：日本の事例から」、塩野谷祐一「二つの方法論争と福祉国家」

12月26日、盛山和夫（東京大学教授大学院文学研究科）「平等主義理論の諸問題」、今田高俊（東京工業大学教授）「福祉とケアをめぐる」

2月13日、宮島洋（東京大学副学長）「社会保障と財政」

3月11日、菊池理夫（松坂大学）「コミュニタリアニズムと第三の道」

IV. 研究成果の刊行に関する一覧

主任研究者：鈴木興太郎

1. 編著

Handbook of Social Choice and Welfare, Amsterdam: Elsevier, vol. 2, Joint editor with Kenneth J. Arrow and Amartya K. Sen.

2. 学術論文

Upper Semicontinuous Existence of Binary Relations, *Journal of Mathematical Economics*, 37, 231-246, 2002 (with Bossert, W., Y. Sprumont)
The Informational Basis of the Theory of Fair Allocation, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (with Fleurbaey and K. Tadenuma)

「第3章 電子社会と市場経済Ⅱ：情報的効率性・手続き的衡平性・公共的情報論」、辻井重男『電子社会のパラダイム』新生社、2002

3. その他

「社会科学の振興：ある経済理論研究者の視点」、学術月報, Nov. 2002.

「第3章 電子社会と市場経済Ⅱ：情報的効率性・手続き的衡平性・公共的情報論」、辻井重男『電子社会のパラダイム』新生社、2002.

「アマルティア・セン：ある学際的社会科学者のプロフィール」、『学際』No. 6 September, 2002.

分担研究者

塩野谷祐一『経済と倫理—福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年3月刊行。

盛山和夫(2002)「リベラリズムは福祉国家の基盤たりうるか：後期ロールズ理論をめぐって」、『季刊社会保障研究』、Vol. 38, No. 2, 2002年9月, pp. 138-145.

山脇直司『経済の倫理』、丸善、2002.

後藤玲子

1. 単行本

『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社、2002年6月、436頁。

2. 学術論文（本収録含む）

①「合理的な愚か者を越えて：個人的評価の多層化」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年7月, pp.

165-193.

② 「福祉国家と規範理論：序論」『季刊社会保障研究』, Vol. 38, No. 2, 2002 9月, pp. 100-104.

③ 「アメリカ合衆国」(阿部彩との共著)、中村優一・阿部志朗・一番ヶ瀬康編『世界の社会福祉年鑑 2002』、旬報社、2002. pp. 283-320.

④ 「多元的民主主義と公共性」山口定他編、公共研究会叢書『新しい公共性』、有斐閣、2003. 3月刊行。

⑤ 「ニーズ基底的相互提供システムの構想」『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、斉藤純一編、ミネルヴァ、2003年12月刊行予定。

⑥ “A Class of fair Distribution Rules a la Rawls and Sen,” *Economic Theory*, forthcoming (N. Yoshihara) .

⑦ 「センの「福祉的自由」」(特集・最新経済学のキーワード), 『経済セミナー』, No. 579, pp. 28-29, 日本評論社(2003. 4. 1 発行).